

川崎市立学校自然教室実施要綱

令和8年3月23日

7川教指第2567号教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下「学校」という。）において実施する自然教室について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自然教室は、豊かな自然の中で様々な体験活動や集団行動を通じて、基本的な生活習慣や公衆道徳等についての体験を積み、互いを思いやり、共に協力し合うなど、より良い人間関係を形成しようとする態度の育成を目的とする。

(対象者)

第3条 原則として、学校に在籍する小学校5年生、中学校1年生、特別支援学校小学部5年生及び特別支援学校中学部1年生を対象とする。ただし、特別支援学校については、児童生徒の状況に応じて変更することができる。

(実施日数)

第4条 自然教室の実施日数は、原則として、2泊3日とする。ただし、特別支援学校については、児童生徒の状況に応じて1泊2日とすることができる。

(実施場所)

第5条 自然教室は、教育委員会が指定した実施場所から、学校が選択する。
2 教育委員会は、学校が選択した実施場所での自然教室について承認し、学校に実施日程及び実施場所を通知する。

(指導体制)

第6条 自然教室の実施に当たり、教職員をもって、児童生徒の指導に当たるほか、別途、引率責任者の指揮下で、児童生徒の体験活動並びに引率教員に

よる指導及び安全確保を補助する指導補助員（以下「指導補助員」という。）を配置することができる。

2 自然教室の引率を行う教職員の人数は、自然教室に参加する学年の普通学級数に1.5を乗じて得た人数（小数点以下切り上げ）に2人を加えた人数とする。ただし、学校長が必要と認めた場合は、増員することができる。

3 指導補助員に関し、必要な事項は、別途定める。

（費用負担）

第7条 次の各号に掲げる自然教室に係る費用は、教育委員会が負担する。

（1）児童生徒の宿泊施設の利用料金及び宿泊料その他の宿泊に係る費用（食費が含まれている場合にあつては食費を除く。）

（2）宿泊施設の体育館等の施設使用料その他の宿泊施設における雨天時の活動に必要な施設使用料等

（3）児童生徒に係る学校から宿泊施設までの貸切バスに係る費用及び新幹線利用に係る費用

（4）その他教育委員会が必要と認めるもの

2 前条の費用を除き、児童生徒に係る食費、体験に係る費用その他の必要な費用は、保護者の負担とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（令和8年3月23日決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。